

平成29年度農業・農村を守る取組み (農業農村創生センター)

平成29年度の農業農村を守る取組みについては、各関係機関の連携のもと、以下の内容を基本に取り組むこととする。

I 農地利用推進チームを軸とした推進体制の強化

1 農地利用推進チーム会議の定期的開催による情報共有と連携した取組み

(1) 情報共有

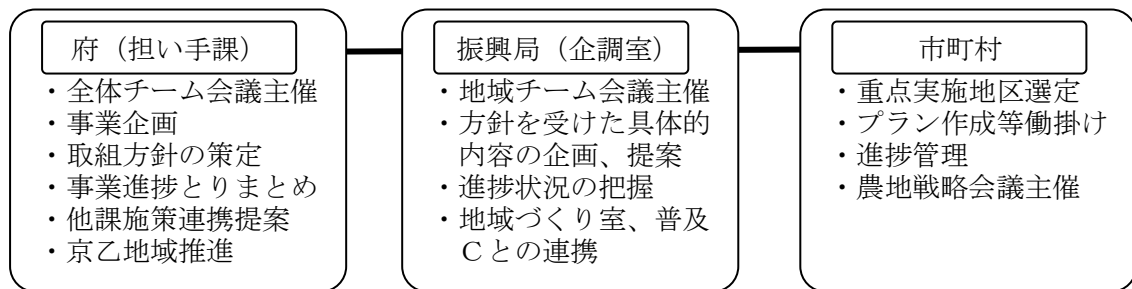
- ・重点実施地区における農地集積の取組状況
- ・京力農場プランの作成、見直し状況
- ・農業農村整備事業の取組状況
- ・集落の話合いの予定
- ・地域における法人化の動き ほか

(2) 取り組み方

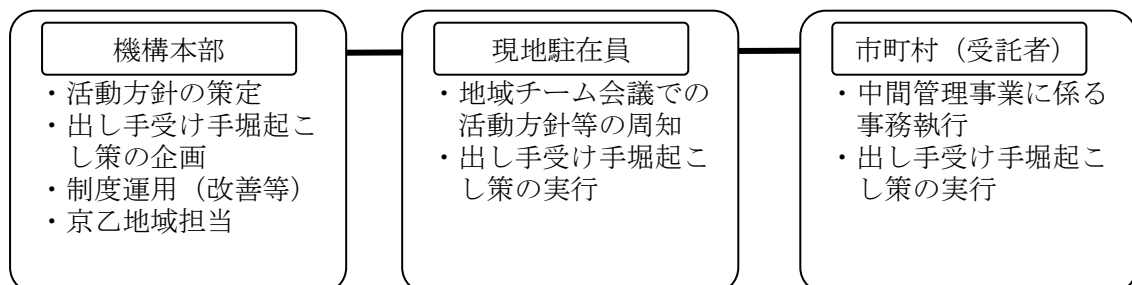
- ・地域担当グループをつくり、地域分担制とする。
- ・グループの構成は、振興局（リーダー）、普及員、市町村、集積コーディネーター、駐在員又は支援員、最適化推進委員から3名程度で1グループを編成する。
- ・各グループは、(1)の項目について、地域に入って状況把握や促進に取り組む。
- ・各地域の状況をチーム会議で共有し、全員で課題の解決策を協議し、地域に提案する。

2 「行政ライン」・「機構ライン」の役割再整理と情報共有連携の仕方をルール化

(1) 行政ライン（農地集積を含めた農業農村を守る取組み）



(2) 機構ライン（農地中間管理事業）



Ⅱ 重点的取組

1 重点実施地区（集落ぐるみの取組）における着実な集積の促進

地域担当グループで重点実施地区の代表者（取組の中心的人物）を定期的に訪問し、進捗状況及び課題について聴取し、課題がある場合は、農地利用推進チーム会議で課題解決の方策を協議・決定し、地域に提案する。

2 新たな取組みによるマッチングの強化

農地中間管理機構が主体となり、市町村や農業委員会の協力を得ながら以下の取組みを展開することにより、貸付農地の確保と借受希望者のマッチングを促進する。

（1）現地現場での登録農地PR強化と貸し出農地の確保促進

- ① 借受希望者向けに登録農地の現地見学会を20地域で開催し、現地現場でのマッチングを図るとともに、近隣農地所有者に対し、機構への貸し出しを喚起する。
- ② 登録農地に「貸付農地」であることを視覚的に訴える看板を設置することにより、常時、借受希望者に対して貸付可能であることを訴求するとともに、近隣の農地所有者に対しても農地の貸出を喚起する。

（2）借受ニーズが低い遊休農地等の積極的な登録と整備

- ① 遊休農地を再生し、周辺農地と一団となった好条件の貸付希望登録農地として登録することにより、貸付農地の確保と借受希望者へのマッチングを図る。
- ② 小規模事業で改善できる条件不利農地を整備し、周辺農地と一団となった好条件の貸付希望登録農地として登録することにより、借受希望者へのマッチングを図る。

3 京力農場プランの新規作成と見直しの取組みを支援

新規作成及び見直しを予定している地域毎に地域担当グループを決め、リーダーを中心に予定地域に入り、話し合いの中心となる人と進め方について意見交換するとともに、定期的に進捗状況と取組みを進める上での課題を把握する。

課題があれば、地域農地利用推進チーム会議で解決策を検討し、地域に提案する。

取組み予定地域

広域振興局等	京都乙訓	山城	南丹	中丹	丹後
新規プラン作成	1	5	15	8	14
プラン見直し	1	2	8	11	12

4 農業農村整備事業との連携

（1）地域資源保全管理構想更新に併せた京力農場プランの作成・見直しの促進

地域資源保全管理構想の更新地域毎に地域担当グループを決め、構想の更新と併せて京力農場プランの新規作成や見直しの取組みを働き掛けるとともに支援する。

（2）農業農村整備事業の進捗に合わせた農地中間管理事業の促進

地域農地利用推進チーム会議で、農業農村整備事業の地区毎のスケジュールを共有し、事業計画の策定又は換地の段階を捉えて農地中間管理事業の活用を働き掛ける。

5 農地利用最適化戦略会議（仮称）による取組みの推進

市町村、農業委員会事務局を中心とする農地利用最適化戦略会議（仮称）で担い手への農地利用集積面積、遊休農地の解消面積など具体的目標を設定し、協働して現地活動を展開することにより、農地中間管理事業を含む農地利用の最適化を促進する。

Ⅲ 継続的取組

1 農地中間管理事業による利用権設定への切替え誘導による集積の促進

市町村農業委員会の協力を得て、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の更新通知に合わせ、農地中間管理事業のPRチラシを同封することなどにより、農地中間管理事業への切り替えを働き掛ける。

2 集落営農組織の法人化による農地中間管理事業活用の促進

京力農場プランの新規作成や見直しの話合いの場では、集落営農組織の法人化に向けた具体的な支援内容や法人化のメリットを説明するなどにより法人化を誘導し、農地中間管理事業の活用を促進する。

3 積極的な農地中間管理事業の周知による事業活用の促進

農地利用推進チーム構成団体は、それぞれの広報紙等で農地の出し手・受け手の双方に対し、制度の改善を図ったこと等農地中間管理事業を積極的にPRし、事業への理解を得ることにより事業の活用を促進する。

4 先駆的・自主的取組みの他地域への紹介による農地利用最適化の取組みの促進

農地利用推進チームは、新しい技術を活用した取組みや地域の担い手等が自主的に開始した取組みなどの情報を常に収集し、近隣の地域や担い手農家などに広く紹介することにより、同様の取組みを触発することにより、農地集積をはじめとする農地利用の最適化を促進する。